

答申乙第 48 号（諮問乙第 64 号事案）

答 申

第 1 審査会の結論

宮城県知事が平成 24 年 1 月 11 日付けで異議申立人に対してした部分開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成 23 年 12 月 22 日、個人情報保護条例（平成 8 年宮城県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私に関する行政書士法第 14 条の 3 第 1 項に基づく宮城県への通知書の一切の文書」との内容の個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として、「様式第 1（第 2 条関係）懲戒請求書」の表示がある文書、前記文書の（注意）1 を受けて、「請求に係る事実の概要」に記入しきれないため添付したと思われる別紙 3 枚及び前記文書の（注意）2 を受けて、「請求に係る事実」の参考となる書類として添付された添付書類 2 枚計 6 枚で構成される懲戒請求書（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について、一部を除いて開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その理由を次のとおり付して、平成 24 年 1 月 11 日付けで異議申立人に通知した。

（1）条例第 18 条第 1 項第 2 号該当

対象個人情報を含む行政文書には、請求者本人以外の個人に関する情報も含まれており、開示することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

（2）条例第 18 条第 1 項第 6 号該当

対象個人情報を含む行政文書には、県が行政書士法等に基づき行う調査等に関わる情報が含まれており、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 異議申立人は、平成 24 年 3 月 12 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、部分開示された個人情報の全面開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりであるが、異議申立書及び意見書の記載にできるだけ即した形でまとめたものである。

- (1) 開示された文書は、懲戒請求人の氏名も請求の理由も開示されておらず、全面非開示と実質的に異なる。
- (2) 開示請求人は、被調査人（被請求人）であり、第三者からの開示請求とは本質的に異なる。開示を求める文書は、私が被調査人（被請求人）となっている懲戒請求書の文書である。
懲戒請求書は、私の個人情報であり、これが開示されないのは全く理解できない。
- (3) 宮城県総務部市町村課長作成被調査人あての文書（市町村号外平成〇〇年〇〇月〇〇日）〇〇において、「〇〇氏は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇と主張しておりますが」と記載されている。開示請求に係る文書が、〇〇氏作成であることは既に明らかである。
正当な懲戒請求をする上で、請求人の氏名を明らかにすることは当然であり、開示されることにより、請求人の権利利益を害することにはならない。
請求人の氏名すら明らかにしない懲戒請求が許されるなら、全く責任の所在が不明なままの懲戒請求が横行することになり、不当極まりない。
- (4) 条例第 18 条第 1 項第 2 号に該当するとして、懲戒請求の理由が全面非開示となっているが、これが全て請求人以外の個人に関する情報があるとは到底考えられない。私を被調査人とする懲戒請求なのであるから、私と懲戒請求者に関する情報が殆どである筈である。私と懲戒請求者の情報は、全て私に関する情報であり、私に対して開示されないのは不当である。

また、請求人の懲戒請求の内容は、宮城県の判断（市町村号外平成〇〇年〇〇月〇〇日）で行政書士法（以下「法」という。）第14条に規定する事由は認められないと結論づけられており、懲戒請求そのものが却下されている。懲戒請求書に記載されていた具体的行為が事実と反していたことは明白である。

よって懲戒請求書に記載されている請求人の個人情報を保護する必要性のない情報で部分開示決定ではなく、全面開示とすべきである。

さらに懲戒請求書に記載されている個人情報は、請求人と被請求人に関する以外の情報はないものと推定され、仮にあったとしても請求人の〇〇に関する情報である。

請求人の〇〇の情報は、請求人の虚偽申告若しくは開示が可能な情報で、そもそも〇〇で、〇〇である私への開示によって、特定の個人の権利利益を害するものではない。

- (5) 条例第18条第1項第6号に該当するとした懲戒請求書の内容は、被請求人である私に係るもので、開示することにより法第14条の3第2項の調査など、法に係る事務事業又は同種の事務事業の公正又は円滑な執行の目的が達成できないなどのことはない。

反対に懲戒請求者が開示されなければ、本来被調査人である私からの確かな反論ができないものであり、開示されないことにより、法上の調査などの事業目的が達成できない。

- (6) 宮城県は、〇〇に〇〇しており、〇〇「(市町村第〇〇号平成〇〇年〇〇月〇〇日)」という文書により、懲戒請求書の内容は明らかになっている筈である。

加えて、〇〇は、〇〇の〇〇に宮城県の前記文書を開示しており、既に公になっている。したがって条例第18条第1項第6号に該当するような個人の権利利益の侵害や事業執行への支障などの害悪も一切発生しない。

また、〇〇はしていない。これにより、私の個人情報を〇〇の〇〇に漏えいし、個人情報保護法及び同条例に違反している疑いが極めて高い。

そもそも、懲戒請求の相手方である被調査人の私に対して、懲戒請求人の氏名及び懲戒の理由が記載されている懲戒請求書を見せない理由など存在するはずがない。

弁護士会が行っている弁護士に対する懲戒手続きでは、当然のように被調査人たる弁護士に懲戒申立書が全て開示されている。

今回の宮城県知事の非開示決定は、何ら市民の権利義務を理解していないものであり、宮城県が過ちを繰り返したことを隠蔽したいことや自らが開示による責任を負いたくないというだけの理由による不当極まりないものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由書において述べている内容を引用すると、次のとおりである。

1 本件行政文書の性格について

本件行政文書は、法第14条の3第1項に基づく、行政書士である異議申立人の懲戒を請求する文書である。

法第14条の3第1項では、「何人も、行政書士又は行政書士法人について第14条又は前条第1項若しくは第2項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる」とされており、行政書士が法若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったと思料するときは、何人も当該行政書士が所在する都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置を求めることができるとされている。

したがって、本件行政文書たる懲戒請求書には、行政書士が行った行政書士たるにふさわしくない重大な非行に該当すると懲戒請求者が思料する具体的行為が記載されている。

2 条例第18条第1項第2号の該当性について

本件行政文書は、異議申立人本人以外の個人に関する情報も含まれており、また、平成24年1月11日付け個人情報部分開示決定通知書により開示した一部の部分を除いた部分については、懲戒請求者が直筆で記載したものであり、開示することにより、その筆跡等から、異議申立人本人以外の特定の個人を識別することができるおそれがあり、当該本人以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第18条第1項第2号に該当するものである。

3 条例第18条第1項第6号の該当性について

法第14条の3第1項では、「何人も、行政書士又は行政書士法人について第14条又は前条第1項若しくは第2項に該当する事実があると思料すると

きは、当該行政書士又は当該行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置を求めることができる。」とされている。また、同条第2項には、「前項の規定による通知があったときには、同項の都道府県知事は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。」とされている。

本件行政文書には、当該行政書士が行った行政書士たるにふさわしくない重大な非行に該当すると懲戒請求者が思料する具体的行為が記載されているが、仮に、今回、本件行政文書を開示したとすると、今後、行政書士又は行政書士法人に法第14条又は第14条の2第1項若しくは第2項に該当する事実があると思料される行為があり、この事実を通知し、適当な措置を求めたいと思う者がいたとしても、過去に懲戒請求書が開示された事実があることを理由に、その者が懲戒請求書を提出すること自体断念してしまうことや懲戒請求書へのより具体的な事実の記載をためらうことも考えられる。

このことは、法第14条の3第1項に規定される懲戒請求制度の趣旨を根本から揺るがすものであり、また、同条第2項に基づいて都道府県知事が行う当該行政書士の調査についても、懲戒請求者が、より具体的な情報の通報をためらうこと等により、当該行政書士への的確な調査の実施ができなくなるなど、当該行政書士に対する調査への影響が懸念され、将来的に同種の懲戒請求がされた場合における調査にも影響を与え、業務に支障をきたすおそれがあると考えられる。

以上のことから、本件行政文書を開示することにより、当該事務事業又は将来同種の事務事業の目的が達成できなくなり、事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあり、また、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、条例第18条第1項第6号に該当するものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものである。したがって自己を本人とする開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、以下の文書計6枚から構成されている。

- (1) 「様式第1（第2条関係）懲戒請求書」の表示のある文書（以下「懲戒請求書」という。）
- (2) 「懲戒請求書」の（注意）1を受けて添付したと思われる別紙3枚（以下「別紙3枚」という。）
- (3) 「懲戒請求書」の（注意）2を受けて添付された添付書類2枚（以下「添付書類2枚」という。）

このことを踏まえ、当審査会では、実施機関から本件行政文書の提示を受けてインカメラ審理を行い、本件行政文書のうち実施機関が非開示と判断した部分の妥当性について、以下のとおり審議を行った。

3 条例第18条第1項第2号該当性について

条例第18条第1項第2号では、非開示情報として「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」と規定されている。

実施機関は、本件行政文書がこの規定に該当していることから、以下その妥当性について検討する。

(1) 「懲戒請求書」及び別紙3枚について

「懲戒請求書」には、懲戒請求者の住所・氏名・電話番号等が記載されている。これは、異議申立人以外の個人に関する情報であるため、実施機関の主張のとおり、条例第18条第1項第2号に該当し、非開示が妥当である。

「懲戒請求書」中の「請求に係る事実の概要」には、異議申立人以外の個人に関する情報も含まれており、条例第18条第1項第2号に該当し、非開示が妥当である。

加えて「懲戒請求書」は、様式として印字したものを除いて懲戒請求者が直筆で記載したものと思われる。これを開示した場合には、実施機関の主張のとおり、一般的に、日頃から接している者等一定の範囲の者にとっては

筆跡から異議申立人以外の特定の個人が識別されるおそれがあると認められることから、条例第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、非開示が妥当である。

別紙 3 枚には、「請求に係る事実の概要」が記載されており、異議申立人以外の個人に関する情報も含まれている。また、「懲戒請求書」と同様に懲戒請求者が直筆で記載したものと思われることから、条例第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、非開示が妥当である。

(2) 添付書類 2 枚について

添付書類 2 枚のうち 1 枚は、審査会において見分したところ、当該文書は、そもそも異議申立人の個人情報には該当しないものと認められた。

また、添付書類 2 枚のうち、もう 1 枚は、「請求に係る事実」の参考となるものとして添付されたものであるが、異議申立人以外の個人に関する情報と異議申立人以外の特定の個人が識別されるおそれのある情報が含まれていることから、実施機関の主張のとおり、条例第 18 条第 1 項第 2 号に該当するとして、非開示としたことは妥当である。

4 条例第 18 条第 1 項第 6 号該当性について

条例第 18 条第 1 項第 6 号では、非開示情報として「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」と規定されている。

実施機関は、本件行政文書がこの規定に該当するとしていることから、以下その妥当性について検討する。

本件行政文書は、異議申立人の行為が行政書士たるにふさわしくない非行であると懲戒請求者が思料するため、異議申立人に対する懲戒を求めて実施機関に対して提出されたものである。

本件行政文書を開示した場合には、今後、過去に本件行政文書が開示されたことを理由に、懲戒請求者が懲戒を求める文書を提出すること自体をためらい、又は具体的な行為の記載を躊躇すると考えられるとする実施機関の主張は、当審査会としても理解できる。

したがって、本件行政文書を開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあり、条例第 18 条第 1 項第 6 号に該当するとして非開示としたことは妥当である。

5 結論

「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
24. 3. 21	○ 諮問を受けた（諮問乙第64号）。
24. 5. 24 (第162回審査会)	○ 事案の審議を行った。
24. 6. 28 (第163回審査会)	○ 実施機関からの意見聴取を行った。
24. 12. 13 (第169回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 2. 12 (第171回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 3. 13 (第172回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 4. 25 (第173回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 5. 30 (第174回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 6. 21 (第175回審査会)	○ 事案の審議を行った。
25. 7. 30 (第176回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成24年10月13日まで)

氏名	区分	備考
い さか まさ ひろ 井 坂 正 宏	学識経験者	会長職務代理者
お の じゅんいちろう 小 野 純 一 郎	法律家	会長
すが わら やす はる 菅 原 泰 治	学識経験者	
なか たに さとし 中 谷 聡	法律家	
ほそ かわ みちこ 細 川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	

(平成25年8月23日現在)

氏名	区分	備考
い い じま じゅん こ 飯 島 淳 子	学識経験者	
い さか まさ ひろ 井 坂 正 宏	学識経験者	
なか たに さとし 中 谷 聡	法律家	会長
ほそ かわ みちこ 細 川 美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	会長職務代理者
まつ お だい 松 尾 大	法律家	